

平成17年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成17年3月23日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成17年3月23日 午前9時30分開議

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第3 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計予算について (委員長報告)
- 日程第4 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第5号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第6号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第7号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第8号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第9号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第12 議案第10号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第13 議案第11号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第14 議案第12号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第15 議案第23号 周防大島町個人情報保護条例の制定について (委員長報告)

- 日程第16 議案第24号 周防大島町安全安心まちづくり条例の制定について (委員長報告)
- 日程第17 議案第25号 政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第18 議案第26号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第19 議案第27号 周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について (委員長報告)
- 日程第20 議案第40号 平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事(第1工区)の請負変更契約の締結について
- 日程第21 議案第41号 平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区污水处理施設工事の請負変更契約の締結について
- 日程第22 議案第42号 平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第43号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第24 議案第44号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第25 議案第45号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第26 防災対策特別委員会の設置について
- 日程第27 議員派遣の件について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第3 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計予算について (委員長報告)
- 日程第4 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について (委員長報告)
- 日程第5 議案第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について (委員長報告)
- 日程第6 議案第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について (委員長報告)
- 日程第7 議案第5号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について

- (委員長報告)
- 日程第8 議案第6号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第7号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第8号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第9号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第12 議案第10号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第13 議案第11号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第14 議案第12号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第15 議案第23号 周防大島町個人情報保護条例の制定について (委員長報告)
- 日程第16 議案第24号 周防大島町安全安心まちづくり条例の制定について (委員長報告)
- 日程第17 議案第25号 政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第18 議案第26号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第19 議案第27号 周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について (委員長報告)
- 日程第20 議案第40号 平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事(第1工区)の請負変更契約の締結について
- 日程第21 議案第41号 平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区污水处理施設工事の請負変更契約の締結について
- 日程第22 議案第42号 平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第43号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第24 議案第44号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第25 議案第45号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
について

日程第26 防災対策特別委員会の設置について

日程第27 議員派遣の件について

出席議員(26名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君

総務課長 .....	吉田 芳春君	総合政策課長 .....	坂本 薫君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	田村 博君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	田中 健君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	横山 充生君
下水道課長 .....	嶋元 則昭君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） それでは昨日の本会議に引き続きこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1．報告第2号

日程第2．報告第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、報告第2号、日程第2、報告第3号を一括上程し、これを議題とします。

専決処分の報告について執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは専決処分について御報告を申し上げます。

報告第2号は、浮島漁港機能高度化統合補助工事についてであります。本工事の請負契約の議決を平成17年2月24日の町議会臨時議会で御議決をいただきましたが、入札差金により、防波堤本体工のプレキャスト版制作12項を追加、また消波港の生けブロック制作を1個、運搬据えつけを6個、増工いたしまして、現契約7,822万5,000円に152万2,500円を増額した7,974万7,500円とする請負変更契約であります。

報告第3号は、棕野漁港環境整備事業第2工区工事についてであります。本工事の請負契約の議決を平成17年2月24日の町議会臨時会で御議決をいただきましたが、本工事の入札差金によりまして、運動施設を増工いたしまして、現契約5,617万5,000円に199万800円を増額した5,816万5,800円とする請負変更契約であります。

いずれも議会の委任による町長の専決処分手項の指定についての第3号に基づきまして、専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので御報告いたします。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第 3 . 議案第 1 号

日程第 4 . 議案第 2 号

日程第 5 . 議案第 3 号

日程第 6 . 議案第 4 号

日程第 7 . 議案第 5 号

日程第 8 . 議案第 6 号

日程第 9 . 議案第 7 号

日程第 1 0 . 議案第 8 号

日程第 1 1 . 議案第 9 号

日程第 1 2 . 議案第 1 0 号

日程第 1 3 . 議案第 1 1 号

日程第 1 4 . 議案第 1 2 号

日程第 1 5 . 議案第 2 3 号

日程第 1 6 . 議案第 2 4 号

日程第 1 7 . 議案第 2 5 号

日程第 1 8 . 議案第 2 6 号

日程第 1 9 . 議案第 2 7 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、議案第 1 号平成 1 7 年度周防大島町一般会計予算から日程第 1 9、議案第 2 7 号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてまでの 1 7 議案を一括上程し、これを議題とします。

3 月 1 0 日、1 1 日の本会議において所轄の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告書が提出されておりますので、1 7 議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。土手総務文教委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は 3 月 1 5 日委員全員の出席のもと、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、審査を行いました。

審査の結果、議案第 1 号のうち、本委員会の所管分及び議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第

23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号の付託議案8件について、全件とも賛成多数により、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たり、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

議案第1号平成17年度周防大島町一般会計予算のうち、本委員会所管分について、歳入に関して、当初予算において、基金からの繰り入れが多く、予算編成に苦心が見受けられるところであるが、基金残高の状況について、また「三位一体改革」が財政面でどう影響、反映されているかとの質問に、当初予算に計上している各基金を取り崩した後の基金残高は、取り崩し可能な基金として、財政調整基金4億8,800万円、減債基金2億4,100万円、庁舎、文化交流施設基金3億8,300万円、斎場建設基金2,600万円、ふるさと創生基金6,600万円などがある。

また「三位一体改革」による影響額については、国庫補助金が廃止され、所得譲与税として人口按分により、平成16年度実施分3,841万8,000円、平成17年度実施分4,241万5,000円で、合わせて8,083万3,000円が交付されると見込んでいる。

しかしながら、16年度実施分として、生きがいデイサービス等で約6,400万円、17年度実施分として老人保護費、緊急通報システム、家賃対策補助等が対象となり約8,800万円、合わせて1億5,200万円程度の補助金が減額と見込まれる。

したがって、その差額の約7,200万円は、普通交付税で調整されるべきものとなっているが、詳細は未定である。

また、今後の見通しについての質問に、昨年の政府与党間の「三位一体改革」に関する基本合意においては、多くの課題が先送りされており、今後の動向に注意していきたいとの答弁でありました。

次に、歳出関係であります。1款議会費では、旧4町の16年度議会費を合計した数値での対前年比では、総額で対前年予算額5,349万7,000円の減額、率では25.8%の減であり、合併効果が如実にあらわれているとの説明でありました。

2款総務費の1目一般管理費では、庁舎等建設調査設計委託料3,108万1,000円の算定についての質問に、東和庁舎・星野記念館建設にかかわる設計料である。16年度に30%を予算化しており、今回は残り70%部分であります。山口県基準により算定をしているとのことでありました。

関連して、設計業者、計画規模についての質問に、旧東和町時点でプロポーザルを実施し、佐藤総合設計事務所と契約済みであり、庁舎を7億円程度、記念館を2億円程度の計画で進めているとの回答でありました。

また、星野記念館の計画に関しては、本人を含め親族の意を十分に聞いていただきたい。また、

東和庁舎建設に当たっては、県総合庁舎の建設と新町の庁舎建設も含め、総合的見地により、計画をお願いしたいとの要望意見がありました。

既に、記念館についても、御本人とも連携をとりながら進めているとのことでありました。

次に、2目文書広報費関係では、防災無線の屋外施設設置についての質問に、町内全域に90カ所の設置を行うが、現在、施設のない地域の久賀、東和地区を優先し、17年度に70カ所、18年度に残り20カ所を設置するとのことでありました。

また放送内容によっては、個局においても、地域的な放送は可能であるとのことでした。

6目企画費では、委員より総合計画策定審議会へは、議会から3名を出しており、議員の意見を審議会に大いに反映させたいと考えている。また大きな課題である交通体系の検討についても、議会としても近々に特別委員会を組織し、検討したいと考えているので、協力しあいたいとの意見がありました。

7目支所及び出張所費関係では、宿日直の形態、費用単価についての質問に、新年度より各支所ともに夜間宿直のみを委託とし、夕方17時15分から翌朝8時までの勤務で、委託単価は1日5,200円であるとのことでした。

また、各総合支所に工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金として、総額350万円が同額配分されているが、人口規模や面積あるいは過去の実績等を考慮に入れた配分が適正であるように思えるがいかかの質疑に、今回、初めての予算づけであり等分に配分したが、実情に応じ補正で対応してまいりたいと考えているとの回答でありました。

8目消防費では、委託料の関係で、耐震診断420万円の内容についての質問に、旧4町において、指定された避難場所までの道路沿いの住家15カ所、計60カ所を対象に耐震診断を実施する予定であり、3カ年継続の初年度である、との回答でありました。高齢化に伴い、消防団員の確保が困難になっているが、これから特に女性の登用をとの意見もありました。

9目地域振興費では、高等学校活性化支援補助金700万円についての質問に、県下では、高校再編も大きな課題となっており中ではありますが、本町内にある3校の県立高校の活性化を図っていただくことを目的とする補助金である。

各高校において任意の組織を立ち上げていただくことの検討をお願いし、活用していただきたいと考えるところである、とのことでありました。

2項徴税费関係では、合併進展により、山口県東部地方税整理組合が本年10月解散を想定されるが、今後の徴収事務は職員が対応するのかとの質問に、解散は免れない状況である。職員体制を充実させ、職員で行うことになる、との回答でありました。

9款教育費の小中学校費では、委員より、学校建物の耐震診断業務費954万4,000円の内容について、またその結果、建てかえが必要と診断されたときの対応についての質問に、昭和

55年以前の非木造である久賀小・中学校、明新小学校、東和中学校、大島中学校の5校が対象であり、診断の方法として3段階において実施しますが、今回は、第1次診断として図面による構造上及びコンクリートの圧縮強度等についての診断を行います。

その結果は、殆どが建てかえとの診断であろうと思われます。したがって今後、考えなければならぬ統廃合問題と併せて、どこを建てかえるのか、検討していくことになると思う。

また、各校とも修繕箇所が多々見受けられるので、逐次計画的に修繕を施すことになるとの回答でありました。

また、学校管理費の中で、学校校務員の雇用時間が4時間から3時間へと変更されることであるが、雇用の確保が困難になるのではないかと。また将来的に廃止を考えてのことなのか、との質問に対し、時間の問題は別として、必要性は十分にあると考えています。雇用確保の問題も含め、十分な協議をしてみたいとのことでありました。

そのほか、学校警備の問題についての件、中高一貫教育についての件、また学校給食に地産地消の導入はできないかなどについても、意見が出されました。

次に、社会教育関係では、委員より、図書館費の図書備品費が前年対比で大幅に減少している。軽視しているように思えるが、との質問に、図書検索システムと図書館相互の連携機能を充実させることによりこれらの解消に努めたい。また、4館個々の特色を生かした図書館づくりを目指しているとの答弁でありました。

そのほか、「文化を高める会」補助金は、旧町単位で2町にはあるが、ない町もある。不公平に思えるが、何か方策を。また総務委員会で先般委員会視察を行ったが、特に民俗資料館については、同様の形態施設が4地区にあり、維持管理等の面からも再編整備をする必要があると思われるが、ぜひ検討してほしいとの要望意見もありました。

12款諸支出金では、繰り出し金公営企業局会計への繰り出し金6億565万円は、病院整備時の企業債償還分ほか企業局への交付税措置分をそのまま計上しているものである、との説明に、委員より公営企業局が保有する国債は、眠っているように見受けられるが、これの有効的運用はできないのか。例えば、一時借り入れ時の活用など、町財政運営にもっとも有利な方策と思えるがいかかが、との質問に、企業局として、有利な国債に買いかえる等運用について努力をされているが、より優位な財政運営が可能か研究してみたいとの回答でありました。

関係予算全体を通して、総合的な質疑の中で、負担金を合計すると莫大な金額になるが、真に必要なものかどうか、精査を十分に行うなど見直しをすべきではないか。

また、公用車台数が多いように思うが、精査し、適正な配慮を、などの意見も出されました。

次に、議案第10号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計予算では、国においては、財政状況の厳しさから、離島補助航路の再編を視野に、全国的に航路の見直しを図っているとのこと

であります。

周防大島町においても、収支率の特に低い航路について、こうした指摘を運輸局から受けているところである。町としては、国庫補助航路として、今後とも存続維持をしていくための最善の方法を求めて、運輸局・県と協議を重ねているところであるとの説明がありました。

議案第 11 号平成 17 年度周防大島町交通災害共済特別会計予算では、加入率減少傾向の原因により、加入見込みが前年度の 9 割になったとの説明でありました。

議案第 23 号周防大島町個人情報保護条例の制定については、討論において、住民基本台帳で個人情報の保護がなされていない現状である中、町としての個人情報保護の条例制定は何ら意味をなさないとの反対の立場での討論がなされました。

議案第 24 号周防大島町安全安心まちづくり条例の制定については、8 条の条文中に、町は、助言等の支援を行うとあるが、この助言等には、財政的支援も含まれていると解釈してよいのかとの質問に、財政的支援も含まれているとの回答でありました。

議案第 25 号政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定については、法律に基づいた条例の制定であり、準則に従った規定を採用されているということで特に意見はありませんでした。

議案第 26 号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、これについても特に意見はありませんでした。

議案第 27 号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、委員より、本条例第 2 号に規定する役務の提供としての契約では、清掃業務以外で何が想定されるのか。また長期契約が可能となれば、契約額が安くなることを想定していると思われるがいかがか、との質問に、施設維持関係、警備保障等関係が想定される。

また、長期契約による契約額の減少も想定されるが、逆に慢性化によるサービス低下ほかデメリットの発生も予想されることから、契約期間は 3 年程度が望ましいのではないかとの指導もあるところであるとの回答でありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

先ほどの報告、訂正させていただくところがございます。東和庁舎建設予定価格を 7 億円と報告いたしました、5 億円に訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 総務文教委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 一つは一番最初、今、訂正されたわけですが、東和総合庁舎及

び星野記念館として最初報告されました。2億円、5億円、何億円じゃったかな、9億円、たしか9億円ぐらいの報告された部分が、はよう言うたら7億円と、両方足して7億円 の報告が、結果的には5億円という報告に訂正があったわけなんです、（発言する者あり）違う、（「庁舎が7億円」と呼ぶ者あり）星野記念館はそのまま2億円、（「ああ」「庁舎が5億円」と呼ぶ者あり）はい、実は、今、私の方も書きよって、これは数字が違うでと思うて混乱したんですが、実際的には、委員会できょう、私の質疑は、町執行部の補足説明の内容と、基本的には委員長報告で行なわれた結果の報告、それに対する質疑ということになります。

ですからその範囲で質疑をするわけなんです、実際的に一つはいわゆる箱物行政について、今年度は基本的には設計部分が大きいわけなんです。そういう中で、とりわけ総務、民生総務、民生じゃなしに文教総務関係については、今年度関連部分としては、一つはいわゆる今、言われた東和庁舎と星野記念館という部分の箱物、そしてまた防災関係の実施設部門と工事部門というところがあります。

ほど委員長の方に聞きたいのは、総務委員会の中で、実際的には、大幅な箱物の見直し、時期的な部分、建設部分を含めてということで委員会で、委員からの意見があったのか、なかったのか。総務委員会の中です。実際的には箱物行政について、かなり見直しをせんと実際的には今年度負担が大変という角度からの委員会での質疑、議論があったのか、なかったのか、それが1点です。

そしてまた、もう一つは、防災無線で実際的には今年度、工事費、建設、設計及び工事費で頭出し、今年度と来年度、中身については先ほど触れましたが、それについても既存の防災無線が橘及び大島地区にあるわけですね。その中で実際的には、弱点もある施設と、いわゆる今の放送施設そのものが、調べてみれば弱点もある内容となっております。

そういう中で、総務委員会の中で、実際的な今、現ある防災無線の再調査の角度、そして再調査が出た後でのいわゆる工事執行という角度でのいわゆる質疑、委員からの質疑があったのか、なかったのか、聞いておきたいと。

それともう1点は、学校関係で私は本会議でも質疑をしたところでありますが、実際的には、今回、学校の関係ではいわゆる小学校の教科書改訂部分がありますから、若干振興費はふえておるんですが、いわゆる委員会の中で、いわゆる教科書改訂部分を除く振興費部分について、小学校関係ですが、教育委員会から実際的には、補足説明の段階で、委員会での補足説明の段階で、各学校ごとの、小学校ごとの振興費について補足説明があったのか、なかったのか、まずその点をお聞きします。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） それではお答えいたします。

委員会の方で、庁舎、東和庁舎並びにほかの箱物に関する設計並びに規模の増額、縮小等の意

見は出ませんでした。説明の方も特にございませんでした。

ただ、星野記念館並びに東和庁舎もいろいろな諸条件ございますし、御本人との話もございませぬので、そこのところ十分交渉を重ねてやるという答弁でありました。

それから防災無線の件に関しましては、旧来から設置されておる旧橋、旧大島町の再検査、再調査を行ってという話はございませんでした。

新しく新設されます本年度が70機、来年度で20機を、区域がどうなるかという意見や質疑の答弁はございました。

それから学校関係の教科書改訂に関係もありますが、振興費が増額されたか、減額されたかということでございますが、これも詳しい質疑はなかったと思います。

それで、答弁の方もありませんでした。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一つは、先ほど委員長報告の中で、総合支所部門のくだりの報告が、総合支所部門のいわゆる工事及び原材料についての委員長報告はありました。

その中で、今回、私もまだ不明確なんです、御承知のように、交通安全対策、それぞれ旧町ごとにそれぞれ予算計上されておったというふうに思います。交通安全対策の中で、実際的にはガードレール、防犯灯、そしてカーブミラー、これらは交通安全対策の中でのいわゆる工事費及び原材料ということで出ておりました。

ほで今回、総務委員会所管の交通安全の目の中には、実はゼロなんです、工事費原材料。ほで、一般質問、初日の議論の中で、これが一体どこに入るのか。例えば所管はどこであれ、例えばそれが実際的には総合支所に移るなり、それとも建設部に所管が移るなり、一体どれだけの工事及び原材料が交通安全に対して、はよう言うたら予算計上されているかというが、非常に見えにくい予算になっております。

旧橋町の場合は、ちょっと私まだ予算見ておりませんが、実際的には、どこかで組まれちよつたと思うんですよ、旧橋町の場合も、例えば交通安全対策でそれぞれ予算計上されちよつたと。

今回、所管委員会の総務関係ではゼロということではありますが、実際的には、それならば、総合支所のそこで交通安全部分を幾らカバーしておるという説明があったのか、なかったのか、いわゆる交通安全については、総合支所権限に移って、総合支所部門のいわゆるここに実は入るとか、例えば後出てくる建設所管部門だったら建設所管部門のここに入ってるんだという部分が説明があったのか、なかったのか、2点目として聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 今回の質問の交通安全対策費で、ガードレール、防犯灯等の取り付けの予算はどの部門に入っているのかということなのですが、委員会の方では、主に

4町に対する割り当てというか、配分っていうことの質疑が主になされ、説明もそちらがなされましたので、交通安全対策に関する関係費は、どの部分に入っているって説明はございませんでした。質疑もありません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 最後になりますが、総務委員会も私の所管している民生委員会においても、補足説明が十分されないと、なかなか議員から質疑が少ないという状況が多々あるというふうに考えております。

そういう中で、実際的には、大事な部分として補足説明が十分された上で、審議があったか。委員長報告では、最初にまず執行部より説明があるということですが、十分な補足説明に基づく質疑ちゅう点では、私は、非常に残念な状況というふうに踏まえております。

また、一番大枠で触れられました「三位一体改革」の中で先ほど、委員長が触れられたいわゆる税源移譲の関係も、実際的には今年度分として、一般財源化はまだほかの部分が多い部分があるんですね。その部分がやっぱり財政当局が触られたというふうには思うておりますが、実際的にはまたがる部分が、繰り出しにまたがる部分もありますので、その辺のところを逆に聞きにくいという状況もあります。

そういう中で、所管委員会の中で、聞いておきたいのは、実際的には税源移譲の関係、さっき大島町分について委員長が触れられました。いわゆる15年度、16年度、16年、17年について触れられましたが、実際的には入ってくる未確定要素がまだ実際的には十分じゃないと。所得譲与税と、正式な名前は予定特例交付金ですか、いう格好で、将来入るかもわかりませんが、まだ実際的には不確定の状況、地方において私は不確定の状況があるというふうに見ております。

そういう中で、実際的には財源が厳しいのなら、実際的にはその箱物を見直す以外にないということをお明らかにして私の方は質疑は終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。総務文教委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本民生常任委員長。

民生常任委員長（安本 貞敏君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は3月14日、委員全員の出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。翌15日午後から町立病院等、橋病院ほか5施設の視察を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管分及び議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第12号の付託議案6件について、全件とも賛成多数によりいずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

議案第1号平成17年度周防大島町一般会計予算のうち、民生費の1項社会福祉費の中では、ふしの学園整備費補助金は何年度までなのか、との質問があり、執行部より平成17年度1回のみであるとの回答がありました。

周防大島町総合保健健康福祉策定調査についてアンケートを実施してほしいとの要望に対し、執行部より、この総合保健健康福祉計画は第3期介護保険事業計画の作成にあわせ、高齢者保健福祉計画・障害福祉計画・地域福祉計画等4町合併に伴う各保健福祉計画の一体作成を行い、保健福祉施策の計画的推進を図るものでありますので、一体化したアンケートを行いますとの回答でありました。

敬老事業補助金について、の質問に対しては、執行部より、敬老会補助は75歳以上が対象で、1人当たり単価800円で計上しております。敬老会は旧4町では、主体がそれぞれ異なっており、自治会等各団体で行っているが、今後、敬老会の実施の仕方においては検討していきたい。また、敬老金については、旧4町とも基準が異なり、年齢基準等を調整したところ、90歳以上の方に3,000円、100歳以上の方には1万円の商品券を差し上げることにしておりますとの回答でありました。

介護システム開発委託料の内容について、の質問に対しましては、執行部より介護保険法改正に伴う事務システム開発であります、との回答がありました。

扶助費の低所得者利用者負担対策の補助は、16年度で終わりですが、今後、町単独実施の考えはないかとの質問に対し、執行部より、介護保険制度の定着に伴い制度を尊重したいので現在は考えていないとの回答でありました。

民生費の2項児童福祉費の中では、公立保育所の備品購入費が計上されていないことに関しての質問があり、執行部より、今、本当に必要な備品に制限させてもらっている。なお、体重計・身長計とかの要望に対しては、各保健センターに余分があるもので対応したいとの回答でありました。

公立保育所の延長保育についての質問に対しては、執行部より、各公立保育所（日良居・蒲野・久美・和佐）とも延長保育はしてないとの回答でありました。

保育料の負担調整率についての質問に対しましては、執行部より合併協定に基づき、旧4町の

各階層の最低の額を調整するという事で決まっております、その金額で予算計上しているとの回答でありました。

衛生費の1項保健衛生費の中では、潮風の湯について1日何人見込んでいるのかということと、健康運動指導士を置くようにしているのか、との質問があり、執行部より温泉については、平日220人、祝祭日800人、年間14万人、プールについては、平日40人、祝祭日60人、年間1万5,000人を見込んでいる。

プール内にはトレーニングルームを併設しており、トレーニング機器を設置して、歩行浴と合わせて筋力トレーニングを実施するため、職員が健康運動指導士の資格を取得しており、今後、保健師等の研修を実施し、健康教室等を実施したいとの回答でありました。

遠隔医療の推進は今後必要かということと、実際使っているのは何人かとの質問に対しましては、執行部より、現在、重症用3人、軽症用4人が利用している。全町に実施するにも、現在の機器は古く、更新するにも多額の経費が必要となる。継続ともあわせ、情報化計画の中で実施できるか等、今後の検討課題であるとの回答でありました。

その他、支援費制度事業の負担割合、老人クラブの助成、訪問理髪サービス等の質問もなされました。

議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算では、健康まつりはどこで行うのか、の質問があり、執行部より、しまとぴあスカイセンターでの補助事業で実施するのであり、合併しても他地域での実施はできないとの指導もあり、これまで同様旧大島地域での実施となりますとの回答でありました。

医療費の伸びはとの質問では、執行部より一般、退職の医療給付費等の平成16年度と平成17年度当初予算額の説明がありましたが、詳細は省略させていただきます。

その他、国民健康保険税、しまとぴあスカイセンターの管理費等の質問もなされました。

議案第3号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計予算では、それぞれの医療支出に対する歳入比率についての質問があり、執行部より、平成14年の法改正により、老人医療の受給対象年齢が70歳から75歳以上に引き上げられたこと等により、公費負担割合も段階的に50%に引き上げられます。支払基金交付金は9月までが100分の58、10月から100分の54。国は9月までは600分の168、10月から600分の184。県・町は9月までが600分の42、10月から600分の46となります、との回答がありました。

老人医療の伸びは、との質問に対しまして、執行部より、医療給付費では平成16年度48億7,500万円、平成17年度49億2,000万円で0.9%の増となっております。医療費支給費では平成16年度4,500万円、平成17年度1億80万円で125.2%増となっております。これは高額医療費の計上項目が、旧4町違っていたため統一したものです、との回答であ

りました。

議案第4号平成17年度周防大島町介護保険特別事業会計予算では、歳入の徴収保険料の5段階の保険料と人数についての質問がありました。執行部より第1段階は、122人で、全体の占める割合は約1%で、保険料は1,590円、第2段階は5,898人で約60%、保険料は2,385円、第3段階では2,196人、約22%で保険料は3,180円、第4段階は1,045人、約11%で保険料は3,975円、第5段階は614人、約6%で保険料は4,770円との回答がありました。

介護給付費準備基金の残高についての質問では、執行部より基金残高は、平成16年度最終補正後9,208万5,000円であるとの回答でありました。

議案第5号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算では、特に発言はありませんでした。

議案第12号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計予算では、マイクロバスの運行経費についての質問がありまして、執行部よりへき地患者輸送車は、現在、東和病院に2台、橘病院1台、大島病院に3台あります。人件費は、基本的に職員が運転していますので経費はありません。ただ、東和病院と橘病院はパートの運転手を雇っています。燃料につきましては、走行距離にもよりますが、1台当たり年間20万円から30万円程度です。それと車検と保険料です、との回答がありました。

後発の医薬品の使用状況についての質問に対しましては、執行部より当局では、先発の医薬品の使用が99%以上で、後発の医薬品については1%未満ですとの回答がありました。

大島看護専門学校の卒業生の進路状況について、の質問に対しましては、執行部より、平成17年3月まで4回生100名程度卒業しておりますが、当局へは22名就職し、残りは地元の九州や広島に就職しています。保健師、助産師等への進学は数名ですとの回答がありました。

その他、給食の委託、医療廃棄物の委託等の質問もなされました。

総括質問では、各事業の見直しをしていただき、効率・効果を図ってほしいとの要望がありました。

以上、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。民生常任委員長、御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。15分間休憩いたします。40分まで、10時40分まで休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....  
午前10時40分再開

議長（新山 玄雄君） お揃いのごさいます。それでは再開をいたします。

続いて委員長報告を求めます。次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊東建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は3月14日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。あわせて翌15日、施設視察といたしまして、棕野漁港・岩浜・船越・佐連・橋病院横の災害現場及び斎場建設現場を視察いたしました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部からの説明を求め、質疑検討を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、4款衛生費、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第6号簡易水道特別会計、議案第7号下水道事業特別会計、議案第8号農業集落排水事業特別会計、議案第9号漁業集落排水事業特別会計について、全員異議なくいずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、水道課関係では、簡易水道費として、委員より給水単価検討協議会の概要についての質問に対し、今後の料金体系を初めとし、水道行政全般にかかわることについての協議をする委員会であり、構成は委員8名以内で、旧町単位2名の委員を予定しております。委員選出につきましては、予算可決後に実施いたしますとの答弁であります。

また、水価の長期計画によると、平成17年度から、給水単価が高くなると聞いているが、今後の計画についての質問に対し、執行部より、やむなく値上げをする状況であるが、サービスは高く負担は低くを踏まえて、協議・検討するべく委員会に諮問していきたいとの答弁でありました。

執行部より、広域水道発電機据付負担金について、昨年の台風災害により、三蒲地区設置の大島ポンプ所が停電となり、旧大島町全域の断水は免れたものの住民に対し、大変不便をおかけいたしました。

これを教訓に有事の際に対応できるよう発電機設置の予算計上をいたしました、との説明があ

りました。

委員より、1日当たりの責任水量は8,215トンであるが、実際使用している水量はどのくらいかとの質問に対し、執行部より、3分の2量の約5,004トン使用しておりますとの答弁でありました。

委員より、使用していない3分1量の受水に対し、利用者を増やす等創意工夫をし、有効活用できないものかと提言をいたしました。

また、宅内の漏水により、多額の水道使用料を支払った経緯があり、都市部では深夜に漏水を検知しているが、本町では実施していないのかとの質問に対し、執行部より現在、漏水が確認されて初めて解る状態で、調査は行っていないとの答弁でありました。

次に、下水道課関係では、衛生費として、委員より浄化槽設置補助金の質問に対し、5人槽が40基、7人槽が34基、10人槽が3基の予算措置をしており、3月までに工事完成予定のものに対する補助金となりますとの答弁がありました。

公共下水費として、執行部より、本年度新規事業であります下水道汚水処理構想の策定業務については、町内全域を対象とした下水道整備の長期計画となるための事業であります。

農業集落排水費として、町内4カ所、旧東和町の和田地区・旧大島町の沖浦西地区・沖浦東地区・津海木地区の農業集落排水事業に加えて、今年度新規事業であります秋地区農業集落排水事業（平成17年度から平成21年度完成予定）の整備を進めていきたいとの説明がありました。

環境施設課関係では、じん芥処理施設管理費の旧焼却施設解体工事について、執行部より、旧焼却施設は昭和48年に建設され、既に32年が経過しております。特に老朽化が激しく、危険を伴うため、早期に解体撤去を要するために予算計上いたしました。

工事は、解体計画に沿って、ダイオキシンに汚染されている設備機器類付着物の除去を処理した後、焼却炉本体の解体に入ります。事業年度は平成17年度・平成18年度の2カ年計画でありますとの説明がありました。

一般廃棄物処理施設等建設費について、執行部より、最終処分場の確保と広域による廃棄物の資源化と埋立処分量の抑制を総合的に推進するため、リサイクル設備を併設した最終処分場の建設計画を進めてまいりました。

事業計画地は旧橋町の大泊地区で、事業年度は平成17年度から19年度の3カ年計画であります。

リサイクル施設は、資源化と埋立物の削減を図るための施設で、処理能力は1日5時間稼働で8トンの規模を計画しております。

最終処分場は、屋根付構造（被覆型処分場）で埋立容量は1万6,000立米を予定しております、との説明がありました。

委員より、リサイクル施設の1日8トンの処理能力で対応できるかとの質問に対し、執行部より、処理能力は過去の実績と将来の推移をもとに設計しているので問題はないが、一時的な大量搬入を想定すると、能力にも限界があるため、新たに収集計画を立てる必要があるとの答弁がありました。

生活衛生課関係について、公営住宅一般管理経費の公営住宅ストック統合活用計画策定業務委託料651万円について、執行部より建替事業、改善事業、維持保全等の適切な方法を選択し、効率的な住宅供給方策を定めることを目的とするもので、この総合計画を策定することによって、今後、国庫補助金の対象となるとの説明がありました。

火葬場費の斎場建設事業について、委員より進捗状況等の質疑があり、執行部より大島斎場の完成予定図面等提示の上、建物の構造は、鉄筋コンクリート2階建（一部3階建）で建物面積1,018.08平米（約308坪）、延べ床面積1,846.54平米（約558.5坪）で2階が本体建物で、右手が斎場部門、左手が火葬部門であり、平成18年8月の完成予定であり、2カ年計画の事業であるとの回答がありました。

農林課関係について、農業費の省エネハウス管理運営事業の概要について、委員より質疑があり、場所は旧東和町西方で、管理者は外入の浜田和夫氏であります。施設内容は、コショウラン等の裁培育成を行い、それと並行して東和地区の住民に花づくり教室の参加者の公募をし、約30名で年2回実施する事業であるとの答弁がありました。

工事請負費について、委員より団体営ため池等整備事業・単県農山村漁村整備事業・県営農業基盤整備事業・里地棚田保全整備事業・林道開設事業概要等の詳細の説明、資料提出をするよう申し入れました。

水産課関係について、委員より漁港災害復旧費について、町内全域に相当数の維持工事箇所があると思われるが、主に何課が対応するのか、また各総合支所に100万円予算措置がしてあるが、申請順（いわゆる早い者勝ちです）にならないかとの質疑に対し、執行部より水産課には500万円の予算措置をしており、限られた予算の中、緊急度の高いものから対応していく予定で、要望・報告等すべてについて対応できるものではありませんが、必要に応じ補正予算をお願いすることになるかと思いますとの答弁でありました。

商工観光課関係について、観光一般経費の橘花火大会実行委員会について委員より、予算が削減されているが根拠はどうかとの質問に対し、執行部より、町内のイベントについては、合併後、開催時期、事業規模、実施主体、さらに統廃合を含めて、関係各課で協議しており、さらに各地区において、1事業にする方向で行っております。そして、予算編成時に財政状況を考慮し、このたびの予算措置となっておりますとの答弁でありました。

委員より、施設にかかわる資材等の仕入れについて、地域活性化のためにも、可能な限り町内

業者への発注をお願いしたいとの要望に対し、執行部より、各施設の資材にかかわる見積もり等については、経費節減を考慮しながら、町内業者も参画できるよう対応していきたいとの答弁がありました。

また、町内の温泉施設等にかかわる収支がわかる資料提出を申し入れました。

最後に、建設課関係について。道路橋梁維持管理事業の道路台帳整備について、合併により、道路の起点・終点が旧町境で路線名簿の名称が異なる場合に調整し、道路台帳を作成する事業であるとの執行部より説明がありました。

委員より、町道の草刈り等を地域の農家の人へ委託してはどうかの質疑に対し、執行部より、現時点では、旧町で従来から依頼している人に委託する予定であるとの答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

事業費等の内訳につきましては、参考資料として、お手元に配布しておりますので御高覧ください。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点だけ聞いておきます。1点だけです。

と言いますのが、実は委員会の審議の中で、先ほど委員長が述べられましたいわゆる簡易水道審議の部分で、いわゆる執行部から値上げが避けられないと。しかし部長の方から、出席執行部からサービスは高く負担は低いという立場から申し入れるというくだりがありました。

その中で、私たちは旧町時代に、実際的には値上げにならないようにということで努力してまいりましたが、一気に値上げがされました。ほで、17年度また値上げが避けられないということになると大変な状況です。

そういう中で、実際的にはいわゆる見通し、使用料見通しとか、公料金対策の見通しとか、それを一覧にした資料等の提出の要求があったのか、なかったのか。それだけ聞いておきます。

委員会で実際的にされたのかどうなのか、それだけ聞いておきます。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 申しわけなかが、後ほどまた係の方に伺って、あなたに報告に上がります。（笑声）いいですか。

議長（新山 玄雄君） なかったですね。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長、御苦労さまでございました。どうぞ、お席に。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず今、議長が述べられました議案第1号平成17年周防大島町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

まず、最初に町長は予算提案時の予算の概況について本会議で述べられました。国のいわゆる「三位一体の改革」に対して、どういう見地で述べられるのかなというふうに聞いておりました。

実は、あらためて町長の中身を分析して見ますと、3点ほど私、問題点があるので、この際、討論に入れたいというふうに思います。

まず、2005年度分及び6年度分の国と地方との関係で税源移譲分、おおむね3兆円ということで報告されました。

税源移譲予定交付金で及び所得譲与税分ですべてが賄えるかというなれば、国と地方との関係で言えば、1.5兆円のギャップがあるという点をまず明確にしたいということ。それと合わせて改革の対象、「三位一体の改革」の対象、どこにあるのかと言えば地方分権の推進ということ言われましたが、実は地方においてはほとんどが義務的経費部分のいわゆる移譲なんだと。決していわゆる地方が独自に、いわゆる仕事ができるいう改革じゃないんだということが財源的にも明らかになっておるんで触れておきます。

例えば、国民健康保険部分のいわゆる部分、そしてまた公営住宅収入補助分、また特養老人ホーム等保護措置負担分、地方自治体のほとんどが義務的経費部分、これが改正のポイントであるという点であります。

また、国において今年度から、実は大幅ないわゆる負担増がのしかかってくる、地方においてです。いう点も明らかにしたいと。高齢者、弱者に大幅な負担増になる。大島町民も避けては通れないという点では、所得税、住民税の定率減税の廃止分、また配偶者特別控除の廃止、消費税免税点の引き下げや、老年者控除、年金課税を強化するという名目での例えば増税分という格好で、実は国はいろいろ言われるが、地方と町民、地域の住民は、実際的には大きな被害者になってくるんだというのが、国の予算上からは明らかだという点をまず明確にしたいというふうに思います。

次に、触れているのが、実はサービス部門について、こういうふうに触れております。

町長は、財政が厳しいから、あれもこれもというサービスの肥大化を防ぎながら、重点的な分野にいわゆる資源投入、これは財政投入という意味だろうと思いますが、図る。あれかこれかの選択は妨げられるというスタンスを述べられました。

しかし、合併前の段階をぜひ思い出していただきたいというふうに思います。と言いますのは、皆さん方、ここにおる執行部の皆さん方、また法定協ニュース等では、何を主張されたかと言え

ば、周防大島町民の皆さん方、旧4町の皆様方に対しては、合併したらサービスは高い方に合わせ、負担は低い方に合わせる。合併によって不利益や不便をかけません。これがいわゆる公約なんです。

しかし新年度予算の中身を見てみますと、今回非常に分析が難しい。と言いますのは、16年度前期分の予算が全くつかめないという中での討論であります。

ですから、結果的には不十分になるかもわかりません。しかし、一つ中身になるのが、いわゆる合併を皆さん方に予算的に裏づけするものとしては、いわゆる財政シミュレーションがあります。これと一つは全体の、いわゆる旧4町のそれぞれの16年度の当初予算、これもつかめておりません。

しかし、それなりに私なりに分析したので、討論の中に入れたいというふうに思います。

歳入では、地方交付税の見込み違い、いわゆるシミュレーション部分の方が正しいと思いますので、普通交付税で2億4,300万円、特別交付税で2億2,800万円、合わせて普通交付税全体で4億7,100万円のいわゆる減というのが特徴であります。

ここに新年度予算をつくるに当たって、非常に厳しい部分があったという中身はわかります。

また、それにしても老人保護措置費等、新たな一般財源部分が、逆に地方交付税の中に入ってきておりますので、よりきついという歳入部分があります。

次に、歳入で国庫補助金及び県補助金分野では、年々、負担金が削られて、全体的に削られておりますが、そういう中でも財政シミュレーションと比較して見ますと、実際的には、国庫補助負担金の関係で2億5,900万円、実際あります。

しかし、これも実は、今年度を見てわかるように、2億.....災害分が2億7,200万円余りありますので、合わせてみると実際的には5億円ぐらいの財政シミュレーションとの開きがあるという実態がつかめます。

ですから、歳入の部分での影響が非常に大きいということになります。

次に、全体的な歳出部分で触れておきます。

まず、維持補修費、性質別歳出で言えば維持補修費ですが、旧4町時代と比較して、これは執行部の資料でも3,066万9,000円から277万3,000円、これ桁が違うんですよ、実際的には。ただ、老朽化した建物が、現状はかなりあるということは既定の事実なんです。それからしたら、当初予算を計上するときには、低過ぎるのではないかというふうに私は考えております。

次に、住民影響部分の大きい扶助費、これについて見てみますと、16年度旧町比較で6,866万5,000円の減額です、当初比較です。ほで、町民に示した財政シミュレーション、この関係では2億5,700万円余りの減という状況です。ほで、補助費で見ますと1億7,100万円、

実は減となっております。これは、旧町比較は意味がないんで 16年度当初と比較すること自体が意味がないんで避けますが、実際的には、この民生費部門、補助費部門が、実は住民や各種団体やそういうところへの影響が大きい部分です。いうふうに私はとらえております。

例えば、具体的な支出項目で言いますと、在宅介護見舞金の廃止や、先ほど委員長報告で述べられた敬老祝い金、例えば、旧大島町では節目ごとの祝い金制度がありましたがこれが廃止されるとか、東和町ではそれなりにあった制度がこれも祝い金制度が悪くなるという実態があります。

また、東和町で実施されておった紙おむつ支給対象が、実は入院部分がいわゆる対象外になるとか、そういう状況が起こっております。

そういう状況が、実際的には扶助費や補助費の負担の中から影響が出ており、そのほか、私の所管の民生部門はもっともっとたくさんあります。これは羅列になりますので触れません。

次に、歳出の項目で普通建設についてであります。旧4町、16年当初と比較して4億2,000万円余りの増、シミュレーション比較では10億4,700万円余りの減ということで、もともと単年度で、シミュレーション中で44億6,000万円あまりの実際シミュレーションを出すこと自体が、私は旧町時代不可能だと言っていっておりました。それは法定協の方で示したのが理屈があったと思うんですが、実際的には不可能だというふうに述べてきました。

しかし、それにしても大型、いろいろな箱物事業、箱物とくくってちょっと悪いんですが、箱物事業の見直しは、財源的には新年度予算では設計が主です。しかし、見直しは、今から先、町民の暮らしや福祉を守るという観点から、将来の財源の裏づけとなるような角度、また町民の必要性の対象など含めて、そしてまた公債費の今年度の負担の角度、それらから執行部は全体として見直しを進めなければならない、これは客観的事実であります。財源確保の点から。これも述べておきたいというふうに思います。

次にもう1点、細かい面を言いますが、先ほど述べた交通安全対策とは、きちっと各年度ごと、いわゆる支出項目を明確にして、いわゆる行うべき項目なんだということを述べたいと思います。

旧町時代も私はちょっと指摘してきたんですが、道路分として50万円、そしてそれで足りない場合は、例えば10万円程度の補正ということで対応してきました。交通安全対策のいわゆる工事費、そして維持補修費なんです。

言うてきましたが、今回、予算的には各所管委員会がどこになるかわかりません。しかしそれにしても、実際的にはきちっとやっぱり支出項目を設けるべきだというふうに、私は交通安全対策については考えております。

また、地域環境整備や町民要望にこたえるという点では、ずっと2日目から議論してまいりましたように、道路維持部分、これは削るべきじゃないというのは明確なんです。

とりわけ、旧2町分ぐらいでは、旧、いわゆる4町あってその2町分ぐらいではとてもじゃな

いが賄えないと。住民の要求にこたえられないという点があります。この点も指摘します。

次に、不当支出、これがあります。伸びます、と言いますのは、同和会に対する負担金補助金、これは科目、見過ごすことはできないというふうに考えております。

金額的には9万7,000円の支出であります。今日、同和対策事業、これは一般対策ということになって、すべてオープン化されております。また、県内に活動する団体、例えば、全解連や部落解放同盟、そしてまた同和会があるのは承知しております。しかし、いずれの団体であれ、これは地方自治体が出してはいけない負担金・補助金なんだ、いうことを私は明確にしちよきたい。それはどんな理由があろうとも、特定の団体に出してはいけません。残念ながら、きのうまでかかって調べましたが、実際は絶対出してはいけないというふうに考えます。

次に、財政再建と新年度予算について触れます。地方と国の関係、最初、触れましたが、地方財政が引き続き厳しいという状況は私も考えておるし、危惧しております。

しかし、現在の大島町の財政の厳しい理由、これはかつて有利な起債だからといって、将来、国は交付税で返すからという国の言い分に対して、無批判に、例えば、建設事業に取り組んだこと、ここに大きな原因があるんだということを再認識していただきたいというふうに考えております。

例えば、事務的経費の中で、人件費部分の支出額が一般会計で28億8,100万円、それより実際は公債費負担分の方、借金を返す分です、これが約2億5,200万円、大きく31億円まで膨れている。ここに地方財政の一番厳しい部分があるんだということを再度、今回の会計の中で、反対の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

私は今までも、あれもこれもしなさいということ、議会人として言ったことはありません。少なくとも行政のやる仕事として暮らしや福祉、将来を担う子供たちの振興費、これは絶対削るべきではないという対比をして、私は予算に賛否をしてきました。

しかし、今年度の新年当初においては、これらが例えば1町だけだからやっていったことだから廃止なんだという言い方で、かなり削られております。これは私は本当にやるべきものではない。私は、維持存続の立場だということを明確にしたいといふふうに考えております。

こういう点から見れば、全体として私は確かに評価できる部分はあります。事実としてやむを得ない部分もある、それは大前提です。しかし全体としては、私は今回の一般会計の本年度予算、新年度予算については反対せざるを得ない、ということ、これを明確にして討論といたします。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。賛成の立場から賛成討論させていただきます。

周防大島町として、新町、町づくりに向けて初の通年予算編成となりましたが、現下の地方財政は我が国の厳しい経済状況を反映し、「三位一体の改革」のもと、国庫補助金の見直し、税源移譲、地方交付税改革等により、引き続き厳しい財政状況となっており本町も例外ではありません。

この厳しい状況の下で、合併効果の早期実現を図るため、業務の見直しや、費用対効果によるコストの意識の徹底等により、財政の健全化を図りながら、防災対策、台風被害からの早期復旧、生活環境整備、少子高齢化対策等、新町建設計画に掲げられた重要施策に配慮しつつ、随所にめり張りをつけた予算配分と認め、一般会計に、当初予算に賛成いたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

17年度の当初予算は、新町になりまして初めての予算でございます。多くの町民の方が、大変、注目をしているというふうに私は考えております。

それは合併効果がどのようにあらわれているか、ということだろうと思っております。

合併前に言われたことは、財政難からのリストラが必要だから合併をしなければいけないというふうに、私たちはずっと言ってまいりました。その中で、町民が一番、関心を持っているのが、人件費、それから箱物行政でございます。

旧東和町、旧橋町、旧大島町では約7億円余りの箱物が建てられようとしております。これらの事業について、新町の立場で、今の執行部がもう一度、事業の見直し等をしていただければ、ますますよい予算になるのではないかというふうに思っております。

また、各事業の効率効果についても同じように見直しをしていただきたいなというふうに私は思っております。

また、16年度の人件費と17年度の人件費の比較をいたしますと、出された資料ではほぼ同額でございます。一般の町民の方には、どこがリストラされたかというようなことがわからないというふうに思っておりますが、実質的にはかなりの減額があるというふうに私は考えております。

広報等でお知らせする際には、その違いを明らかにしていただきたいと思っております。私は各事業の見直しは、中本町長さんにしかできない決断だと考えております。どうか中本町長さんにおかれましては、頑張ってくださいというふうに思っております。

最後になりますが、この予算につきましては、旧町に格段の御配慮があり、また合併協の協定事項にも御配慮をいただきまして、まずまずの合格点の予算案であると考え賛成討論をいたしました。ひとつよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 反対討論ございませんか。賛成討論ございませんか。

ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第3、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第2号17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

私は、この点では法定協の議論、いわゆる出発当初においては、3,000数百万円のいわゆる全体として引き下げるという部分は否定はいたしません。しかし、実際的には今、いわゆる周防大島町の国保加入者の状況をぜひとも私は、実態をつかんでいただきたいというふうに考えております。

と言いますのは、今年度予算については、ルール分が、いわゆるルール分で賄えるから一般会計からの繰り入れはしなくて済むと、結果的にはしなくて済んだということではありますが、実際的には今から見通していくと、医療費全体から見れば、私は伸びていくし、また国保加入者は本当に切実な、例えば、きのうも一般質問等でありましたように、農業者は大変なんです。また国保加入者のうち年金者、これ大変な状況なんです。

それから考えれば、私は年度当初、通年予算を提案するときに、私は、もっと財源を当てて、実際的には引き下げを考慮すべきではなかったか。例えば、法定協で議論された3,000万円程度の仮に当初必要性のある財源と見れば、それを基本的には引き下げ財源に与える、いわゆる勇気が必要ではなかったか、いう立場を私でさえあえて明確にしちよきたいというふうに思います。

以上で簡単ですが、反対の立場から討論いたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

国民健康保険は我が国の医療保険制度の中軸として、国民保険制度の基盤となるべく重要な役割を担い、住民の医療の確保と健康の保持増進に貢献し、安心と生活の安定に重要な役割を果たしています。

しかし、被保険者の高齢化、無職、低所得者の増加と、社会的・経済的に弱い立場の方々を受け入れるという国保制度が掲げる構造的な要因により、財政運営は厳しくなっていますが、特別

会計での独立採算の原則に基づき、保険税を軽減したにもかかわらず、基金の繰入金もなく、一般会計からの繰入金も基準繰り入れのみであり、健全な予算編成と認め、国民健康保険当初予算に賛成いたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論ございませんか。賛成討論ございませんか。 ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第4、議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第5、議案第3号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第4号平成17年度大島町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

初日、2日目、そして一般質問等を通じて、実際的には制度は定着してきたという言われ方をしました。

しかし、負担は、実際的な負担、そしてまた利用、これは決して定着したと言われる状況じゃないんです。

実は、国、いわゆる介護保険制度が出発したときの言い分は、いわゆる財政の状況から、実際的にはそれまで国が負担していた部分を、実は、県と町いわゆる自治体、基礎自治体です、それといわゆる40歳以上に負担をかぶしていく。主な理由は、基本的には結果的には国の負担分のカットなんですよ。

そういう現状の中から介護保険制度が生れたという制度の持つ一つは弱点としてあります。

もう一つの弱点、これはいわゆる議論しましたけど、実際的には大島、周防大島町の場合は、確かに言いたいかわかりません。例えば、一生懸命、例えば自宅、いわゆる家族が介護しちょ

るから実際的には費用が少ないんだという面が言われるかも知れませんが、実際的には県の比較からして10ポイント低いというのは、事実なんですよ。もっと介護保険の中で、きのうもちょっと部長の答弁の中でありましたが、実際はそんな生易しい問題、見直しはないんですよ、中身の見直し。

これは相変わらず国の負担を減らして、利用者、そして地方自治体に負担を押しつける内容となってくるんです。これは制度としてそういう弱点があるんです。

しかし、それを国の悪政の防波堤として、いわゆる周防大島町特別会計の中でいわゆるどう見ていくんか、介護保険制度、また中身を、これは非常に重大な中身があります。

先ほど、国保会計のときに独立採算という討論がありました。しかし、実際、国保会計また介護保険会計など、独立採算でできる会計かと言ったら、その他の会計同様、実は独立採算でできるような会計はほとんどないというのが実態なんです。

そういう中からいわゆる介護保険制度にふさわしい、いわゆる地方自治体としての負担、ここを見るのが地方の独自性、ですからいまだに、例えば利用料については、全国かなりの自治体が特色あるいわゆる利用料の引き下げをまだやりよるんです。

また、利用料及び負担についても、これも全国各地を調べていただいたら、かなり特色ある介護保険制度として地方自治体でやりよるという実態があります。

この点とも十分な、執行部また調査を求めて、反対の立場から討論いたしたいといふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 賛成の立場から賛成討論させていただきます。

介護保険は社会全体で介護を必要とする高齢者を支えていくという社会保障理念のもと、高齢化社会に対応する必要不可欠の制度であります。制度施行後、5年が経過し、制度も定着したことを伴い、サービス利用の増加が著しく、給付適正化を一層推進することが求められており、国において、将来の高齢者増を見据えた見直しが検討されています。

介護給付費に抑制のためには、介護保険特別会計だけを考えるのではなく、保健、医療、福祉の連帯が不可欠であり、生活習慣病に対する保健事業、健康づくり、生きがいづくり事業、介護予防事業等を他会計で積極的に取り組まれ、その結果が介護保険料の抑制に結びつくとともに、関係団体との連携により、高齢者の求めるニーズに即したサービス基盤整備にも配慮されており、介護保険当初予算に賛成いたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論ございませんか。賛成討論ございませんか。 ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第6、議案第4号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第7、議案第5号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第8、議案第6号平成16年度（「17年じゃ」と呼ぶ者あり）失礼いたしました、平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第9、議案第7号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第10、議案第8号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第11、議案第9号平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第12、議案第10号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第13、議案第11号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第14、議案第12号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第15、議案第23号周防大島町個人情報保護条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第16、議案第24号周防大島町安全安心まちづくり条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第17、議案第25号政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に対する条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は議案第26号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、1点、どうしても私は納得できない部分があります。

と言いますのが、その時々の方の町長の方に、実際的にいわゆる人事関係の内容を明らかにする点では、私は官僚投資と言や古い言葉なんですが、実際的にはそういう運用が起こる可能性があります。と言いますのが、私は地方自治体の職員の仕事、それは元来、住民の方を向いてする仕事なのが、実は、町職の大きな仕事であり、いわゆる労働者としてのいわゆる職務は当然それを運営する中で発生するというふうに考えております。

そういう中でその時々の方の町長の方を向いて仕事をする職員が、いわゆるこの運用に当たってはふえる可能性があるという危惧をして、今の段階では危惧です。

そういう立場から私は反対を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。反対討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第18、議案第26号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第19、議案第27号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第20・議案第40号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第40号平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題

とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第40号につきまして補足説明を申し上げます。

平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負変更契約の締結についてでございます。

平成16年8月の大島町議会の議決を得まして、締結いたしました平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負変更についてお諮りするものでございます。

工事の進捗に伴いまして、県道改良工事等ほか工事関連調整によります一部現行及び現場条件等によります仮設工の一部現行で、現契約8,799万円に631万4,700円を減額し、8,167万5,300円とする請負変更契約でございます。

何とぞ慎重なる審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第40号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 位置図を見てみますと、湯所地域がいわゆる今回、増額分というふうにとらえていいのかどうか、再度、所管委員会の方に聞いておきたいというふうを考えます。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 減額でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第20、議案第40号平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区管路布設工事（第1工区）の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21・議案第41号

議長（新山 玄雄君） 日程第21、議案第41号平成16年度農業集落排水資源循環統合補助

事業沖浦西地区污水处理施設工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。

助役（椎木 巧君） 議案第41号につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は平成16年8月大島町議会の議決を得まして、締結いたしました平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区污水处理施設工事の請負変更契約について、お諮りをするものでございます。

施設建設に伴い、オープンカットを行っておりますが、湧水が多く、斜面崩壊が発生し、安全施工のため、のり面補強及び仮設土どめ工を施工するものでございまして、また施設躯体築造の増工をするものでございます。

そこで、現契約9,975万円に3,558万7,650円を増額いたしました1億3,533万7,650円とする請負変更契約でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第41号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっとお伺いするんですが、今、湧水の関係でまあその補強の工事が必要だということで、増額ということでありましたけども、設計の段階でその辺は、予想というか、判断できなかったんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） お答えいたします。湧水につきましては、斜面とそして、旧、今回の買収の土地がため池であったので、当初からは掘削が5メートルばかり掘りますので予測はできなかったんですが、幾らかはあるのは予測できました。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第21、議案第41号平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区污水处理施設工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 . 議案第 4 2 号

日程第 2 3 . 議案第 4 3 号

日程第 2 4 . 議案第 4 4 号

日程第 2 5 . 議案第 4 5 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 4 2 号平成 1 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）から、日程第 2 5、議案第 4 5 号平成 1 6 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第 4 2 号平成 1 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の 1 ページであります。今回の補正は規定の歳入歳出予算総額に 2, 2 1 0 万円を追加し、予算の総額を 1 1 7 億 3, 2 2 5 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

また、第 2 条によりまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費の限度額を、第 2 表のとおり定めるとともに、第 3 条により地方債の補正を行うものであります。

2 5 ページをお開き願います。歳入につきましては、ここに掲げてありますとおり、それぞれの事業のかかわる地方債の許可決定見込みによりまして、これを追加計上するものであります。

2 7 ページからでございますが、歳出につきましては、農林水産業費及び土木費におきまして地方債の追加許可見込みに伴い、これを財源として充当し、一般財源を減額する調整を行い、2, 2 1 0 万円を財政調整基金へ積み立てるものであります。

5 ページに戻っていただきたいと思えます。5 ページの繰越明許費についてであります。それぞれ年度内完成が困難となりましたので、関係機関と協議の結果、繰り越しの措置をとるものであります。

まず、2 款の総務費 1 項総務管理費の大島庁舎駐車場整備事業は、大島庁舎前県道大島橋線拡幅工事にかかわる駐車場の整備工事ですが、県道拡幅工事が繰り越す見込みとなりまして、これに合わせ工事を行う必要があるため繰り越すものであります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費の温泉利用施設等整備事業は 1 億 8, 3 2 1 万 2, 0 0 0 円の繰り越しではありますが、昨年 9 月に旧橋町におきまして、過疎債の特別枠決定を受け、1 2 月に御議決をいただいた周防大島町の当初予算に予算計上をし、入札契約等の手続を行ったことによりまして、工期の確保ができなかったためであります。

5 款農林水産業費のうち、1 項農業費の里地棚田保全整備事業は、湯所地区及び塩宇地区の農道整備であります。いずれも計画法線や計画縦断等の地元協議に不測の日数を要しまして、年度内完成が困難となったためであります。

3 項の水産業費の繰り越しであります。各漁港施設の工事関係であります。いずれの工事もたび重なる台風による災害の早期普及を最優先したことによりまして、被災調査、災害査定等に多大の日数を要し、また、災害による工事手戻りが生じるなど、通常事業の発注、施工等に影響が生じたためであります。

7 款土木費 2 項道路橋梁費の道路新設改良事業は、町道山下浜木屋線及び町道上浜線改良事業であります。町道山下浜木屋線につきましては、工事施工箇所の家屋移転に不測の日数を要したこと及び砂防河川内へのボックスカルバール等の敷設で湧水機関の施工となるため、年度内完成が困難となり繰り越すものであります。

また、町道上浜線につきましては、工事施工に伴う建物への影響調査を繰り越すものであります。調査の性格上、工事の直近に行う方がよいという判断からであります。

1 0 款災害復旧費はいずれも台風災害の復旧工事であります。2 項農林水産業施設災害復旧費は農業用施設及び漁港施設の災害復旧工事であります。9 月から 1 0 月にかけての被災であり、1 2 月から 1 月に査定、2 月の補助決定を受け発注着工したことによりまして、十分な工期を確保することができなかつたということでありまして、繰り越すものであります。

3 項公共土木施設災害復旧費の現年道路橋梁補助災害復旧費も同様の理由により、工期の確保が困難となったために繰り越すものであります。

5 項その他公共公用施設等災害復旧費の商工観光施設災害復旧事業は、竜崎温泉遊歩道の災害復旧工事であります。被災箇所手前の遊歩道単独災害復旧工事が完了しなければ着手できない状況でありまして、当該工事が 3 月末の完成予定のため、これを待って工事に入ることになりますので、繰り越しをお願いするものであります。

その他公共公用施設等災害復旧事業は橋庁舎沖の駐車場及び排水路の復旧工事であります。県が行う護岸災害復旧整備工事完了後に発注する予定でありまして、繰り越すものであります。

7 ページをお願いいたします。地方債の補正であります。第 3 表に掲げてありますとおり、農地債、水産業債、港湾債、都市計画債において、限度額の補正を行おうとするものであります。

以上が、議案第 4 2 号平成 1 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）の概要であります。議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 議案第 4 3 号平成 1 6 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明をいたします。

9 ページをお願いいたします。第 1 条におきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基

づく繰越明許費について、第1表のとおり、その限度額を定めるものであります。

11ページをお願いいたします。維持管理経費の280万円の繰り越しは、不用となった水道施設を解体し、借地を地権者へ返却するものであります。地権者との協議、同意に至るまでに不測の日数を要したことによるものであります。

水道保障事業につきましては、沖浦東地区農業集落排水事業の水道保障工事であり、農業集落排水事業の繰り越しに伴い合わせて繰り越すものであります。

以上が、議案第43号の概要であります。

続きまして議案第44号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明をいたします。

13ページをお願いいたします。第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるとしております。

15ページをお願いいたします。1款公共下水道費2項事業費の安下庄地区下水道事業8,527万6,000円を繰り越そうとするものであります。

国庫補助金決定の時期の関係により、旧橘町においての発注ができなかったため、合併後の本予算成立を待って発注を行ったため、年度内の完成が困難となったためであります。

以上が、議案第44号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

続きまして、議案第45号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について補足説明をいたします。

17ページをお願いいたします。第1条におきまして地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるものとしております。

また第2条により、第2表のとおり地方債の補正を行うものであります。

19ページをお願いいたします。1款農業集落排水費2項事業費における沖浦西地区農業集落排水事業2,450万円、沖浦東地区農業集落排水事業1億2,691万9,000円、和田地区農業集落排水事業9,064万円をそれぞれ繰り越すものであります。

いずれも国庫補助決定時期の関係により、合併前の旧町において発注することができなかったため、合併後の周防大島町の本予算成立を待って発注を行ったことに加え、農作業に影響を与えないよう、工事の調整を行った結果、年度内の完成が困難となったためであります。

次に、21ページの町債の補正であります。起債許可の決定見込みにより、下水道債を2億9,670万円に減額し、過疎債を1億5,020万円に増額するものであります。

以上が、議案第45号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

慎重御審議の上、何とぞ御議決賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。1時まで休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それではお揃いのごさいます。休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど補足説明がございました。説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第42号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、繰越明許費についてまず質問します。

先ほどそれぞれ理由を、繰り越し理由を言われました。しかし、気にかかるのが椋野地区の繰り越し部分です。改額部分、いわゆる改額部分です。

これは基本的には15年度の繰り越し分がいわゆるいつ出すかによって、いわゆるかなり遅くなりました、新町になって、15年度分が。それに伴ういわゆる16年度の工事はあくまで実際的には15年度分が済まなければ16年度分は出せないという関係があって、必然的には繰越明許の理由は、先ほど言われたような内容ではないというふうに考えております。

実際的に、きちんと聞いておきたい。繰り越し理由について聞いておきたい、というふうに考えます。

また、それぞれ事業ごとにそれぞれ繰り越し、予算に占める繰り越し率があると思います。それぞれです。繰り越し率は一体それぞれ事業ごとに何パーセントなのか、また……、その点、先に聞きます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 大島庁舎の駐車場整備につきましては100%でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 温泉利用施設等整備事業につきましては74%です。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。初めに椋野地区の漁港環境整備事業の繰り越しの理由でございますが、議員さん仰せのとおり、この事業につきましては、15年度が繰り越しをいたしておりますので、16年度発注につきましては、事業費が確定していなかったという理由でございます。

ただ補足説明で、総務部長が説明いたしましたように、ほかの事業につきましては、補足で説

明したとおりでございます。

それでは、産業建設部関係の繰り越し率をお答えいたします。里地・棚田保全整備事業でございますが、2件の繰り越し率42.3%、予定工期は平成17年の6月末と平成17年の7月末でございます。

次に、漁港施設管理経費、これは前島西の防波堤改良工事でございます。7.3%の、5月末でございます。

次に、大島北地区地域水産物供給基盤整備事業でございますが、繰り越し率97.7%、5月末でございます。

次に、棕野地区漁港環境整備事業84.1%、5月末でございます。

次に、棕野地区漁業集落環境整備事業56.1%で5月末でございます。

次に、東和地区地域水産物供給基盤整備事業繰り越し率10.9%で5月末でございます。

次に、橘地区漁港漁場機能高度化統合事業48.8%で6月中旬でございます。

次に、棕野地区海岸保全施設整備事業37.4%で5月末でございます。

次に、東和地区海岸保全施設整備事業、2件ございまして57.1%で森野地区につきましては5月末、和田地区が10月の初旬でございます。

次に、道路新設改良事業2件ございまして61.9%で、2件とも3月末、18年の3月末でございます。

次に、現年度農業用施設補助災害復旧事業5件ありまして64.4%であります。ただし、これには補助災害の関連の単独工事も含んでおります。工期につきましては6月末が1件、8月末が2件、9月末が2件となっております。

次に、現年度漁港施設単独災害復旧事業でございますが、6件ございまして、繰り越し率は100%でございます。工期は各5月末と予定しております。

次に、現年度漁港施設補助災害復旧事業24件ございまして65.6%。工期につきましては4月末が1件、5月末が1件、6月末が12件、9月末が7件、10月末が3件を予定しております。

次に、現年度道路橋梁補助災害復旧事業、9件ございまして53.8%。これにつきましても補助災害の関連単独工事を含んでおります。工期は各5月末を予定しております。

最後に、竜崎遊歩道準単独災害復旧工事でございますが、繰り越し率100%、予定工期は4月末を想定しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 環境生活部についての繰り越しを御説明いたします。

まず、議案第43号の簡易水道の繰り越しであります水道施設の……、（発言する者あり）  
いいんですか。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあ一応繰り越し理由について不明確な分は明らかにしたいというのが私の質問の趣旨ですが、一つ今、メモするところで、私が聞き間違いかもわかりませんが、道路新設改良で1点、18年度末というくだりがあったんですが、これは18年度末という部分は一体どういう理由からか、予定工期についてちょっとわかりにくいんで、再度質問しちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 道路新設改良工事でございますが、1件につきましては、18年の3月末ということで17年度末でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

それでは次に移ります。議案第43号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第42号、討論はありませんか。42号です。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、一般会計の部分について、今、議案となっておりますその中で、私はなぜ反対かという点を明らかにするために、反対の立場から討論をしたいというふうに考えております。

実は、一つは棕野地区の議論、いわゆる契約と補正の部分で議論をしました。その中で私が言ったのは、いわゆる身の丈に合ったいわゆる事業ということを行いました。

今回、繰り越し理由についても、一応、認めたものの実際的には、補正論議の内容の中身、これが問題だというふうに私は考えております。

と言いますのが、温泉利用施設整備事業にしても实际的に繰り越し率が74%ということでありますが、实际的にその額そのものについて私は疑義があります。

それともう一つは、今回補正上はいわゆるむだな部分をそのまま基金に積み込むという格好で補正が組まれております。その点は当然の会計原則だというふうに考えております。

しかし、この時期に至れば、基本的には特交等が私は確定してくるんじゃないかと。まあ私が質疑のタイミングを失ったので、实际的には議論できませんでしたが、实际的には特交部分は、この時期にはある程度出てくるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

そうした点も討論に入れたいというふうに考えます。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。反対討論はございませんか。 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第22、議案第42号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第23、議案第43号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第24、議案第44号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第25、議案第45号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第26 防災対策特別委員会の設置について

議長（新山 玄雄君） 日程第26、防災対策特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。本案については、委員会条例第5条の規定により9人の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、台風・地震等の災害に常時備えるための防災対策の調査、研究についてこれに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案については9人の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、台風・地震等の災害に常時備えるための防災対策の調査・研究についてこれに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、伊東梅芳議員、土手正喜議員、田村三郎議員、武政輝夫議員、平村真成議員、魚原満晴議員、富田安英議員、中本博明議員、平川敏郎議員、以上9名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の議員を防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それではただちに防災対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

.....

午後 1 時25分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。防災対策特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長田村三郎議員、副委員長中本博明議員が互選されました。防災対策特別委員会委員長に就任のごあいさつをお願いします。

防災対策特別委員長（田村 三郎君） 平村さん、済みませんでした。深くおわび申し上げます。

先ほど防災対策特別委員長に指名されました田村です。去年は皆さん方も御存じのように、台風でさんざん泣かされました。そして、議員の皆さん、走り回ったと思うんです。ある集落が孤立したり、あるいは停電、あるいは携帯電話も使えないというような状況で、町に何回も車を飛ばして走ったと思います。

そして、中南海、南海、この大島はこの地震に指定されております。でも指定されてなくても20日の午前中、福岡西北沖地震、震度6弱という大きな被害がありました。

これらを考えますと、この防災対策特別委員会を立ち上げておけば、すぐ対応できるんじゃないかと、これは執行部、町長さん初め皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

そういうことで、先ほど指名ということで私が選出されました。ひとつよろしくをお願いします。

（拍手）

議長（新山 玄雄君） どうぞよろしくお願いをいたします。（発言する者あり）いい、いえ、委員長でよろしくお願いをいたします。次に移ります。

#### 日程第27．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員 えーといいですか。回ってます。ちょっと目を通してください。

もう配ってありますよね。よろしゅうございましょうか。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、（「挙げてないの一人いる」「自分が行くんでしょ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）はい、もう一度挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 全員でございます。挙手全員でございます。よって、派遣することに可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときはその取

り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めさよう決定しました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成17年第1回定例会を閉会いたします。

午後1時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 荒川 政義

署名議員 浜戸 信充

